

坂町人事行政の運営等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

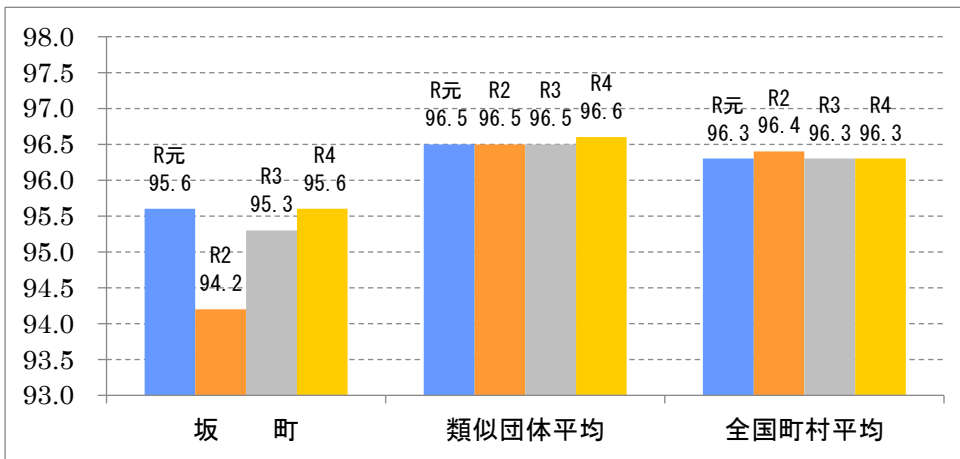
区分	住民基本台帳人口 (R4年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R3年度の人件費率
R4年度	人 12,858	千円 7,689,987	千円 369,041	千円 1,048,653	% 13.6	% 14.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当 たり給与費 B/A	(参考) 類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R4年度	人 96	千円 356,680	千円 87,620	千円 138,175	千円 582,475	千円 6,067	千円 5,614

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の普通会計職員の人数です。
 ※ 空欄としている事項については、後日掲載予定

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与改定の状況

※坂町は人事委員会を設置していないため省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。若年層は引き下げは少なく、3級以上の級の高位号俸は最大4%程度引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しました。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準3%に対し、坂町においても3%を支給。

③その他の見直し内容

住居手当について、国と同様に見直しを実施。(令和2年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

一般行政職	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
坂町	41.8歳	298,348円	374,235円	330,190円
広島県	43.3歳	327,322円	406,844円	365,471円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	41.8歳	306,481円	363,479円	332,045円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員に係る基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

※ 空欄としている事項については、後日掲載予定

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分		坂町	広島県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	194,293円	185,200円
	高校卒	158,900円	161,168円	154,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	255,227円	328,693円	367,414円	395,749円
	高校卒	—	—	—	381,633円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

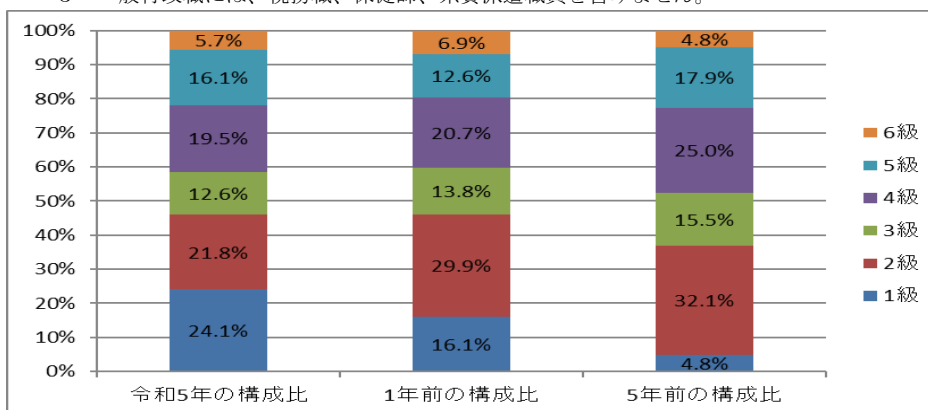
(1) 一般行政職の級別職員数等の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比		1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	技監・情報政策監・部長・教育次長	5人	5.7	%	319,200円	410,200円
5級	課長・会計管理者・議会事務局長・主幹・ 県道推進室長・危機管理室長	14人	16.1	%	290,700円	393,000円
4級	課長補佐・技術指導官・係長	17人	19.5	%	266,000円	381,000円
3級	主任	11人	12.6	%	234,400円	350,000円
2級	主事・保健師	19人	21.8	%	198,500円	304,200円
1級	主事・保健師	21人	24.1	%	150,100円	247,600円

(注) 1 坂町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3 一般行政職には、税務職、保健師、県費派遣職員を含みません。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

坂 町	広 島 県	国
1人当たり平均支給額 (R4年度) 1,388千円	1人当たり平均支給額 (R4年度) 1,608千円	—
(R4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35月分) (0.95月分)	(R4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35月分) (0.95月分)	(R4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35月分) (0.95月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 5~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

坂 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~45%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~45%加算		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
自己都合 1,952千円			自己都合 1,952千円		
応募認定・定年 22,974千円			応募認定・定年 22,974千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (R4 年度決算)		10,693 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (R4 年度決算)		103,816 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
広島市	4.5%	3 人	10%
坂町	3%	100 人	3%

(4) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (R4 年度決算)	272 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (R4 年度決算)	45,333 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R4 年度)	5.8%
手当の種類 (手当数)	3 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
し尿処理作業及び危険な作業従事手当	し尿処理作業及び危険な作業従事職員	し尿処理作業及び危険な作業に従事したとき	し尿：日額 700 円 危険：日額 200 円
防疫等作業従事手当	防疫等作業従事職員	防疫等作業に従事したとき	日額 1,000 円
		新型コロナウイルス感染症から町民の生命及び健康を保護するための作業であって町長が定めるもの	日額 3,000 円
		上欄のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準じると認める作業	日額 4,000 円
死亡人取扱作業従事手当	死亡人取扱作業従事職員	死亡人取扱作業に従事したとき	1 件 1,000 円

(注) 平成 19 年度より国家公務員の特殊勤務手当に準じて、10 種類から 3 種類に見直しを実施しています。
新型コロナウイルスに関する特殊勤務手当について、令和 2 年 2 月に条例を改正しました

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (R4 年度決算)	44,743 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (R4 年度決算)	566 千円
支給実績 (R3 年度決算)	52,080 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (R3 年度決算)	598 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。また、職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績〇年度決算」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) です。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R4 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (R4 年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500 円、子 10,000 円、その他 6,500 円、16 歳～22 歳の子 5,000 円加算	同じ	—	9,481 千円	215,477 円
住居手当	借家：支給限度額 28,000 円	同じ	—	7,216 千円	277,538 円
通勤手当	支給限度額 55,000 円 (交通機関利用者、交通用具使用者で 2 km 以上が対象)	同じ	—	2,812 千円	58,583 円
管理職手当	職区分に応じ 10%～18%	異なる	国は定額制	10,919 千円	519,952 円
管理職員特別勤務手当	職区分、勤務日、勤務時間に応じ 3,000 円～15,000 円/回	異なる	国は 3,000 円～18,000 円/回	1,445 千円	76,053 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
		(参考) 類似団体における最高/最低額	
給料	町 長	821,000 円	855,000 円 / 513,100 円
	副町長	674,000 円	680,000 円 / 476,000 円
報酬	議 長	311,000 円	408,000 円 / 218,000 円
	副議長	257,000 円	342,000 円 / 174,000 円
	議 員	246,000 円	323,000 円 / 156,000 円
期末手当	町 長 副町長	(R4 年度支給割合) 4.40 月分	
	議 長 副議長 議 員	(R4 年度支給割合) 3.45 月分	
退職手当	町 長 副町長	(算定方式) 給料月額×5.0×在職年数 給料月額×3.0×在職年数	(支給時期) 任期毎 任期毎

※ 空欄としている事項については、後日掲載予定

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

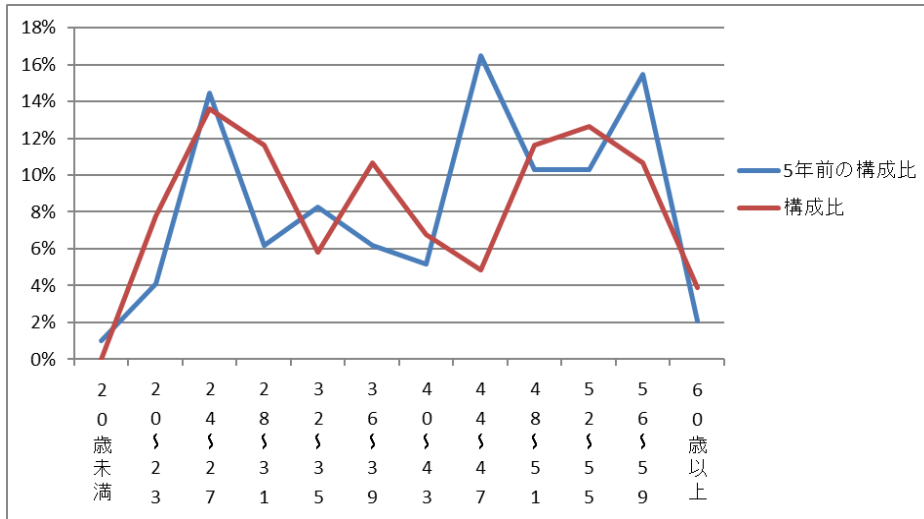
(各年4月1日現在)

区分 部門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			R4 年	R5 年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	<ul style="list-style-type: none"> 他部門の業務増による減員 新規採用職員による増員
		総務	29	28	-1	
		税務	8	9	1	
		民生	12	13	1	
		衛生	11	10	-1	
		労働	0	0	0	
		農林水産	2	2	0	
		商工	0	0	0	
		土木	17	15	-2	
		計	81	79	-2	<参考>人口1万人当たり職員数 61.44 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 88.02 人)
	教育部門	17	17	0	・会計年度任用職員配置による減員	
	小計	98	96	-2	<参考>人口1万人当たり職員数 74.66 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 106.97 人)	
公営企業等 会計部門	病院	-	-	0	・広島県派遣職員配置による減員	
	水道	-	-	0		
	下水道	1	2	1		
	その他	5	5	0		
	小計	6	7	1		
合 計			104	103	103	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.11 人

(注) 職員数は、一般職に属する職員数で、退職者、派遣職員等を含みます。

※ 空欄としている事項については、後日掲載予定

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	8人	14人	12人	6人	11人	7人	5人	12人	13人	11人	4人	103人

(3) 職員数の推移

年度 部門	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	75	79	80	81	79	4 (5.33%)
教育	17	17	18	17	17	0 (0%)
公営企業等会 計	6	6	7	6	7	1 (16.67%)
総合計	98	102	105	104	103	5 (5.10%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なものを記入）

(令和5年4月1日現在)

1週間の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備考
40時間	8:30	17:30	12:00～13:00	

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C	取得率 B/A
3,800日	928日	103人	9.0日	24.4%

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの月平均 時間外・休日勤務月平均時間数
20,426時間	21.5時間

(注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数です。

2 「職員一人当たりの月平均時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員（管理職を除く）数で除し月平均に換算したものです。

8 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

区分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号第2項第1号	0	0	3	0	0
職に必要な適確性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0	0	0	0
刑事事件に監視起訴された場合	地公法第28条第2項第2号	0	0	0	0	0
条例で定めた事由による場合	地公法第27条第2項	0	0	0	0	0
計		0	0	3	0	0

(2) 懲戒処分者数 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

区分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0

(注) 「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対する訓告、嚴重注意等の実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

9 職員の研修の状況

研修の実施状況

機関別研修	R4年度参加者数	R5年度参加者数	備考
広島県自治総合研修センター	35人	41人	
市町村アカデミー	1人	2人	
その他研修	2人	1人	広域都市圏研修
計	38人	44人	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生に関する状況

区分	R4年度受診見込数	R5年度受診見込数	内容等
短期人間ドック	80人	80人	医療機関が実施する健診（広島県市町村職員共済組合・共済組合互助会から費用の一部を助成）
健康診断	22人	23人	町が実施する集団移動健診
計	102人	103人	

(2) 職員福利厚生補助の状況

補助金交付先	R4年度交付金額	R5年度交付見込金額	備考
坂町役場同僚会	540,000円	540,000円	